

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年2月6日（平成27年（行情）諮問第43号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第388号）

事件名：特殊車両通行許可申請書類等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の3に掲げる文書1ないし文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年6月6日付け国関整総情第707号-1による一部開示決定（以下「原処分1」という。）、同日付け国関整総情第707号-2による一部開示決定（以下「原処分2」という。）及び同日付け国関整総情第707号-3による一部開示決定（以下「原処分3」といい、原処分1及び原処分2と併せて、「原処分」という。）について取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、審尋に対する回答書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 処分庁が開示しなかった情報について、再度、精査していただきたい。本件文書は、特定マンションの建設工事の特殊車両通行に係るものである。特殊車両通行許可申請書一式に、特定マンションの案内図、通行経路、軌跡図等の図面が含まれているはずである。これらの図面は、処分庁と文京区長との協議にも必要である。

イ 処分庁が開示しなかった図面等は、地域住民にとって極めて関心の高いものであり、開示が強く望まれているものである。

##### (2) 審尋に対する回答

審査請求に係る開示決定は、追加処分によっても、なお、不開示部分が残っている状況である。

審査庁には、不開示部分に違法な点がないか、審査していただきたい。

##### (3) 意見書

ア 理由説明書で法5条2号の情報について、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの単なる確率的な可能性しか弁明しておらず、法的保護に値する蓋然性を示していない。

イ 関東地方整備局長の平成24年10月5日付「東国交特車第1128号」特殊車両通行許可協議書は、文京区長が、印影を除き、すべての情報を開示している。

ウ 車両番号は、道路運送車両法の規定により表示の義務がある。車両番号を公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。

エ 行政書士の情報について、法5条1号の適用はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる請求文書①及び請求文書②（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、請求文書①に該当するものとして、受付番号1128の特殊車両通行許可申請書（以下「当初開示文書1」という。）及び受付番号210367の特殊車両通行許可申請書（以下「当初開示文書2」といい、当初開示文書1と併せて、以下「当初開示文書」という。）を特定し、当初開示文書1については、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（平成24年11月9日付け国関整総情第3603号-1、以下「当初処分1」という。）を行い、当初開示文書2については、法5条1号及び6号に該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（同日付け国関整総情第3603号-2、以下「当初処分2」という。）を行った。また、請求文書②に該当する文書については、文書不存在を理由に不開示決定（同日付け国関整総情第3603号-3、以下「当初処分3」といい、当初処分1及び当初処分2と併せて「当初処分」という。）を行った。

(3) これに対し、本件審査請求は、国土交通大臣に対して、当初処分の取消しを求めて提起されたものである。

(4) その後、本件請求文書について、更に開示できる部分が確認されたことから、当初処分を取り消し、受付番号1128の特殊車両通行許可申請書に係る添付書類を含む申請書類一式（文書1）を特定し、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（原処分1）を行った。また、受付番号210367の特殊車両通行許可申請書に係る添付書類を含む申請書類一式（文書2）を特定し、法5条1号及び6号に該当する部分を不開示とし、その余を開示

する一部開示決定（原処分2）を行った。さらに、受付番号1128及び210367の特殊車両通行許可申請について、それぞれを許可したことを示す特殊車両通行許可証及びその添付書類（文書3）を特定し、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（原処分3）を行った。

(5) その後、諮問庁は審査請求人に対して、引き続き審査請求を維持するかどうかについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）30条の規定に基づき審尋を行ったところ、原処分でなお不開示としている情報について、不開示部分に違法な点がないか審査願う旨の回答があった。

## 2 特殊車両通行許可制度について

道路は一定の構造基準により造られており、道路法（昭和27年法律第180号）では道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の大きさや重さ等の限度値を定めている。この限度値を超える車両（以下「特殊車両」という。）を通行させる場合には、通行しようとする道路の管理者に対し、その通行に係る許可申請を行う必要がある。道路の管理者はその申請に基づいて、車両の構造や車両に積載する貨物等を審査し、やむを得ないと認める場合に限り、必要な条件のもと、その通行を許可することとなる。

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件審査請求は、当初処分の取消しを求めて提起されたものであったが、その後、処分庁において更に開示できることが確認できたことから、処分庁は当初処分を取り消し、原処分を行った。

その後、諮問庁が審査請求人に対して審尋を行ったところ、原処分で不開示とした部分について違法な点がないか審査願うとして、審査請求を維持するとの回答であった。

以上のことから、原処分における不開示情報該当性について、以下検討する。

### (1) 文書1について

ア 文書1の内容を確認したところ、不開示情報として、別表1に掲げる不開示部分1ないし不開示部分9の情報が記載されていた。

イ 不開示部分1については、特殊車両通行許可申請を行った法人の従業員の氏名であると認められる。当該情報は、法5条1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、当該法人の従業員のうち誰が特殊車両通行許可申請を担当しているかという情報は、同号ただし書イないしハに該当するとは認められず、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述であって、法6条2項の部分開示の余地もないことから、

原処分1において不開示としたことは妥当であるとする。

ウ 不開示部分2ないし5については、特殊車両通行許可申請を、申請者である特定法人の代理人として行った行政書士の氏名、当該行政書士の事務所の所在地、事務所の電話番号及び行政書士の登録番号であると認められる。これらの情報を公にすると、当該事業を営む個人の取引情報が明らかとなるが、これらの情報は本来秘匿されるべき当該事業を営む個人の内部管理情報であるといえる。そうすると、当該情報を開示することにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると認められ、原処分1において不開示としたことは妥当であるとする。

エ なお、処分庁は、原処分1において、不開示部分2ないし5について、法5条1号に該当するとして不開示としているが、当該情報については、日本行政書士連合会のホームページにおいて検索することにより閲覧できることからすると、既に公になっている情報であるといえ、法5条1号イの慣行として公にされている情報に該当すると認められることから、原処分1において法5条1号に該当するとして不開示理由は誤りであったと言わざるを得ない。

オ 不開示部分6については、特殊車両通行許可申請者である特定法人の印影及び当該申請者の代理人である行政書士の印影であると認められる。申請者である特定法人の印影については、申請書等の記載内容が真正なものであることを証明するために押印されたものであり、このような使用目的からみて、法5条2号に規定する法人に関する情報であると認められる。また、行政書士の印影については、当該申請書が委任を受けた行政書士により作成されたことを証明するために押印されたものであり、このような使用目的からみて、法5条2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められる。

これらの印影は申請書の記載内容等が真正なものであることを示す認証的機能を果たすものであり、その形状が公にされているとまでは認められないことから、これらが公にされた場合、偽造等不正に使用され、当該申請者及び当該申請者の代理人である行政書士の個人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると認められ、原処分1において不開示としたことは妥当であるとする。

カ 不開示部分7については、特殊車両通行許可申請を行った法人のファックス番号であると認められる。当該情報は、一般には公にされていないことから、これを公にするといたずらや偽計等に使用され

るなど、当該法人の営業活動に支障を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると認められ、原処分1において不開示としたことは妥当であると考えます。

なお、原処分1に係る行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に、不開示部分7に関する記述がなく、不開示理由の付記に不備があったものと認められる。

キ 不開示部分8及び不開示部分9については、特殊車両通行許可申請の対象となる特殊車両に係る自動車登録番号及び車台番号であると認められる。なお、本件対象文書中、「車両番号」欄に記載のある番号は自動車登録番号を指している。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）22条1項において、自動車の所有権の公証等を目的として、何人でも国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求できることとされている。

また、登録事項等証明書の交付を請求するに当たっては、道路運送車両法22条5項及び自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）26条1項において、交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号を明らかにしなければならないとされている。

一方で、道路運送車両法22条6項において、登録事項等証明書の交付により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがある等の場合、当該請求を拒むことができるとされている。

何人でも登録事項等証明書を請求できるとしつつも、その請求に当たっては自動車登録番号及び車台番号を必要としていること、車台番号を知り得る者は一般的に自動車の所有者や使用者、またこれらの者と取引関係にある者に限定されること、登録事項等証明書は不当な目的に使用されることを回避するためにその交付に当たって一定の制限を設けていることにかんがみると、自動車登録番号及び車台番号はみだりに公にする性質のものではないと解される。

したがって、不開示部分8及び不開示部分9を公にすると、登録事項等証明書を不当な目的で請求され、当該登録情報を悪用されるなど、当該特殊車両を保有する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると認められることから、原処分1において不開示としたことは妥当であると考えます。

ク なお、処分庁は、原処分1において、不開示部分8及び不開示部分

9 について、法 5 条 6 号柱書きに該当するとして不開示としているが、当該情報については、これを公にすることにより直ちに自動車の公証等に関する事務の適正な執行に支障を及ぼすとまではいえないことから、原処分 1 において法 5 条 6 号柱書きに該当するとした不開示理由は誤りであったと言わざるを得ない。

(2) 文書 2 について

ア 文書 2 の内容を確認したところ、不開示情報として、別表 1 に掲げる不開示部分 1、不開示部分 8 及び不開示部分 9 の情報が記載されていた。

イ 不開示部分 1 については、上記 (1) イのとおり、特殊車両通行許可申請を行った法人の従業員の氏名であると認められ、法 5 条 1 号本文に該当すると認められることから、原処分 2 において不開示としたことは妥当であると考ええる。

ウ 不開示部分 8 及び不開示部分 9 については、上記 (1) キのとおり、特殊車両通行許可申請の対象となる特殊車両に係る自動車登録番号及び車台番号であると認められ、法 5 条 2 号イに該当すると認められることから、原処分 2 において不開示としたことは妥当であると考ええる。

エ なお、処分庁は、原処分 2 において、不開示部分 8 及び不開示部分 9 について、法 5 条 6 号柱書きに該当するとして不開示としているが、上記 (1) クのとおり、自動車の公証等に関する事務の適正な執行に支障を及ぼすとまではいえないことから、原処分 2 において法 5 条 6 号柱書きに該当するとした不開示理由は誤りであったと言わざるを得ない。

オ また、原処分 2 における開示決定通知書中の「不開示とした部分とその理由」欄に、個人の電話番号が法 5 条 1 号に該当することから不開示である旨の記述があるが、この点、本件対象文書 2 を見分したところ、そもそも不開示とした部分に個人の電話番号の記載がないことから、誤記であると認められる。

(3) 文書 3 について

ア 文書 3 の内容を確認したところ、不開示情報として、別表 1 に掲げる不開示部分 1 ないし 9 の情報が記載されていた。

イ 不開示部分 1 については、上記 (1) イのとおり、特殊車両通行許可申請を行った法人の従業員の氏名であると認められ、法 5 条 1 号本文に該当すると認められることから、原処分 3 において不開示としたことは妥当であると考ええる。

ウ 不開示部分 2 ないし 5 については、上記 (1) ウのとおり、特殊車両通行許可申請を、申請者である特定法人の代理人として行った行

政書士の氏名，当該行政書士の事務所の所在地，事務所の電話番号及び行政書士の登録番号であると認められ，法5条2号イに該当すると認められることから，原処分3において不開示としたことは妥当であると考ええる。

エ なお，処分庁は，原処分3において，不開示部分2ないし5について，法5条1号に該当するとして不開示としているが，上記（1）エのとおり，法5条1号イの慣行として公にされている情報に該当すると認められることから，原処分3において法5条1号に該当するとして不開示理由は誤りであったと言わざるを得ない。

オ 不開示部分6については，上記（1）オのとおり，特殊車両通行許可申請者である特定法人の印影及び当該申請者の代理人である行政書士の印影であると認められ，法5条2号イに該当すると認められることから，原処分3において不開示としたことは妥当であると考ええる。

カ 不開示部分7については，上記（1）カのとおり，特殊車両通行許可申請者である特定法人のファックス番号であると認められ，法5条2号イに該当すると認められることから，原処分3において不開示としたことは妥当であると考ええる。

また，上記（1）カと同様，原処分3に係る行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に，不開示部分7に関する記述がないことから，不開示理由の付記に不備があったものと認められる。

キ 不開示部分8及び不開示部分9については，上記（1）キのとおり，特殊車両通行許可申請の対象となる特殊車両に係る自動車登録番号及び車台番号であると認められ，法5条2号イに該当すると認められることから，原処分3において不開示としたことは妥当であると考ええる。

ク なお，処分庁は，原処分3において，不開示部分8及び不開示部分9について，法5条6号柱書きに該当するとして不開示としているが，上記（1）クのとおり，自動車の公証等に関する事務の適正な執行に支障を及ぼすとはいえないことから，原処分3において法5条6号柱書きに該当するとして不開示理由は誤りであったと言わざるを得ない。

#### 4 結論

以上のことから，一部の不開示理由に誤りがあったものの，別表1に掲げる部分を不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年4月20日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成28年8月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月6日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書①及び請求文書②の開示を求めるものである。

処分庁は、当初処分において、請求文書①について、別紙の2に掲げる当初開示文書1及び当初開示文書2を特定し、その一部を不開示とし、請求文書②については、不存在を理由に不開示とした。

これに対し、審査請求人が当初処分の取消しを求めて審査請求を行ったところ、処分庁は、更に対象とすべき文書が存在する等として当初処分を取り消し、改めて別紙の3に掲げる文書1ないし文書3を特定し、文書1については、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を、文書2については、同条1号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を、文書3については、同条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分3）を行った。

その後、諮問庁は、審査請求人に対し、審査請求を維持するのかどうか審尋を行ったところ、審査請求人が原処分でなお不開示とされた部分について審査請求を維持する旨回答したことから、当審査会に諮問してきたものである。

諮問庁は、原処分について、不開示理由を変更しつつも維持することが妥当であるとしていることから、以下、別紙の3に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、別表1に掲げる不開示部分7の法人のファックス番号の記載部分が黒塗りされているが、当該部分は、原処分において不開示とされた情報ではないので、以下の検討対象からは除外する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 法5条1号該当性について

別表1に掲げる不開示部分1には、特殊車両許可申請を行った特定法人の担当従業員の氏名が記載されているところ、当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められ

ない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、同項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について

ア 不開示部分2ないし不開示部分5について

別表1に掲げる不開示部分2ないし不開示部分5には、特定法人の代理人として特殊車両通行許可申請を行った行政書士の①氏名、②事務所の所在地、③事務所の電話番号及び④登録番号が記載されている。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、これらの行政書士に関する情報については、日本行政書士連合会のホームページにおいて検索することにより閲覧できることが認められるが、本件においては、原処分で既に特殊車両通行許可申請を行った特定法人の名称は開示されていることから、これらの行政書士に関する情報を公にすると、当該行政書士の顧客情報の一端が明らかとなり、行政書士が委任を受けてどのような業務を行っているのかという、個別業務の内容が明らかとなる。

しかしながら、本件において行政書士が行っている業務は何ら特殊なものではないから、行政書士の個別の受任業務の内容が明らかとなっても、当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、行政書士に関する情報を公にすることにより、特殊車両を保有する特定法人がどの行政書士に業務を委任したのかが明らかとなるところ、上記と同様の理由により、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当するとは認められず、開示すべきである。

イ 不開示部分6について

不開示部分6は、特殊車両を保有する特定法人の代表者の印影及び法人の印影、特殊車両を開発した法人の印影並びに行政書士の印影である。

当審査会において見分したところ、これらの印影は、特殊車両通行許可申請書等が特定法人等によって真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、これらを公にすると、当該特定法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 不開示部分8について

不開示部分8には、特殊車両の自動車登録番号が記載されている。

特殊車両を保有する特定法人の法人名、特定法人の代表者名、住所及び電話番号については原処分で既に開示されており、また、自動車登録番号については走行中誰でも分かるように見やすく表示されていることから、自動車登録番号を開示することで、特殊車両を保有する特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

エ 不開示部分9について

不開示部分9には、特殊車両の車台番号が記載されており、これは個別の車両に一つずつ与えられる番号で、通常車両所有者等の関係者以外知り得ないものであって、そのため登録事項等証明書の交付請求に必要な情報とされているところ、これを公にすると、他人が容易に登録事項等証明書の交付を受けることが可能となり、これを悪用されるなど、特殊車両の所有者である特定法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあることを必ずしも否定できないため、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年2か月を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件対象文書の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び2号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表2に掲げる部分は同条2号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

請求文書① 特殊車両通行許可申請書一式（平成24年度で、特定地方公共団体道を通行経路に含むもの）

請求文書② 文書①の車両の特定国道と特定地方公共団体道交差点での右左折の安全が確認できるもの

### 2 当初開示文書

当初開示文書1 受付番号1128の特殊車両通行許可申請書

当初開示文書2 受付番号210367の特殊車両通行許可申請書

### 3 本件対象文書

文書1 受付番号1128の特殊車両通行許可申請書に係る添付書類を含む申請書類一式

文書2 受付番号210367の特殊車両通行許可申請書に係る添付書類を含む申請書類一式

文書3 受付番号1128及び210367の特殊車両通行許可申請について、それぞれを許可したことを示す特殊車両通行許可証及びその添付書類

別表 1

|             | 不開示とした部分          | 原処分における<br>不開示理由 | 諮問庁の説明す<br>る不開示理由 | 該当文書             |
|-------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 不開示<br>部分 1 | 法人の従業員の氏名         | 法 5 条 1 号        | 法 5 条 1 号         | 文書 1 ない<br>し文書 3 |
| 不開示<br>部分 2 | 行政書士の氏名           | 法 5 条 1 号        | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1, 文<br>書 3   |
| 不開示<br>部分 3 | 行政書士の事務所の<br>所在地  | 法 5 条 1 号        | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1, 文<br>書 3   |
| 不開示<br>部分 4 | 行政書士の事務所の<br>電話番号 | 法 5 条 1 号        | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1, 文<br>書 3   |
| 不開示<br>部分 5 | 行政書士の登録番号         | 法 5 条 1 号        | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1, 文<br>書 3   |
| 不開示<br>部分 6 | 法人及び行政書士の<br>印影   | 法 5 条 2 号イ       | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1, 文<br>書 3   |
| 不開示<br>部分 7 | 法人のファックス番<br>号    |                  | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1, 文<br>書 3   |
| 不開示<br>部分 8 | 自動車登録番号           | 法 5 条 6 号        | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1 ない<br>し文書 3 |
| 不開示<br>部分 9 | 車台番号              | 法 5 条 6 号        | 法 5 条 2 号イ        | 文書 1 ない<br>し文書 3 |

別表 2

| 開示すべき部分                              | 該当文書         |
|--------------------------------------|--------------|
| 行政書士の氏名, 事務所の所在地, 事<br>務所の電話番号, 登録番号 | 文書 1 及び文書 3  |
| 自動車登録番号                              | 文書 1 ないし文書 3 |